

第4章 実現方策の検討

本章では、実践的かつ効果的・効率的なまちづくりへの取り組みとして、市民、企業、行政の協働によるまちづくりや都市計画マスタープランの活用、進行管理などについて示します。

第4章 実現方策の検討

(1) 重点的施策

本市の将来都市像を実現していくために、以下のような施策を重点的に取り組み、効果的かつ効率的なまちづくりを進めていきます。

1) 計画的かつ秩序ある土地利用の規制誘導

《用途地域の変更》

遠野駅北側市街地においては、現在、広範囲に準工業地域が指定されており、現況の土地利用との乖離が生じていることから、立地施設や形態規制（道路斜線^{※19}、隣地斜線^{※20}、日影規制^{※21}など）を考慮した適正な用途地域への変更を検討し、秩序ある土地利用を目指します。

《特定用途制限地域の指定》

一般国道283号や同340号沿道の無指定地域、用途地域縁辺部についても、無秩序な開発が進むおそれがあることから、特定用途制限地域などの活用により周辺環境との調和を図りつつ、秩序ある土地利用の規制・誘導を図ります。

2) 中心市街地の再活性化に向けたまちづくり

遠野駅を中心とする中心市街地においては、中心市街地活性化基本計画を策定し、「多くの観光客が訪れる中心市街地」、「市民と観光客の回遊と交流により賑わう中心市街地」を目標として活性化に取り組んできました。

これまでの施設整備やイベント等の事業で一定の成果を上げてきましたが、より一層の活性化のため、本庁舎機能の移転や市民センター大規模改修等を契機に、今後も引き続き官民協働によるまちづくりに取り組んでいきます。

用語解説

【※19道路斜線】都市計画区域内で、道路面の日照などを確保するため、建築物の高さを前面道路の反対側境界線を起点とする一定こう配の斜線の範囲内に収める制限。

【※20隣地斜線】隣地の日照及び通風などの環境確保のため、建物の高さを隣地境界線から一定以上の高さを起点とする斜線の範囲内に収める制限。

【※21日影規制】冬至日に建築物が周辺に影をつくることのできる時間を規制するもの。

3) 都市基盤整備と産業振興による定住促進に向けたまちづくり

本市の恵まれた自然・歴史・文化などの地域資源を活かしながら、誰もが暮らしやすい、住み続けたいと感じられるよう、市民の日常生活を支える都市基盤の整備を図り定住を促進します。

また、既存の農・商・工業等の振興やそれらを掛け合わせた六次産業化の取り組み、新たな企業誘致などを通じた地域産業の活性化を支える都市基盤の整備を図ります。

4) 未整備の都市施設の整備

市民の生活に最も身近な主要生活道路については、市街地内の道路ネットワークの強化や円滑な交通処理をするため、計画的かつ効率的・効果的な整備を進めていきます。

整備の完了していない都市計画道路については、整備の緊急性や市の財政状況、他の事業との関連性などを考慮し、市の管理する路線においては効果的かつ効率的な整備を進めるほか、県の管理する路線については整備促進の要望を挙げていきます。

また、都市公園についても、利用者のニーズや利便性、地域特性を踏まえて、機能の更新を図ります。

5) 総合交通システム導入検討

市域が広大であることや高齢化の進行により、交通弱者の生活維持に係る交通移動手段の確保や充実が求められています。

特に、バス交通は市民生活における身近な交通手段であることから、高齢者や障がい者を含めた全ての人が利用しやすい交通移動手段の確保に向けて、公共交通機関と民間交通事業者との連携によるデマンド交通^{※22}などの総合交通体系の確立を目指します。

用語解説

【※22デマンド交通】電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

(2) 各種都市計画制度の活用

都市計画マスタープランで示した方針や施策の実現にあたっては、計画の実現性や事業の優先度、緊急性、都市整備上の効果など、限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう、段階的かつ効率的に進めていきます。

具体的には、都市施設^{*2}の整備、地域地区の指定、地区計画等の各種都市計画制度の活用を検討し、秩序ある土地利用の規制誘導を図っていきます。

1) 地域地区

地域地区は、都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地の利用目的に応じて、必要な規制若しくは誘導を図るために定められるもので、用途地域、特定用途制限地域、風致地区、景観地区などがあります。これらは、地域の特性に応じて定められるもので、必要に応じて地域地区が重複して定められる場合もあります。用途地域を基本として、他の地域地区を組み合わせることで運用することにより、目的に合致した土地利用コントロールが可能となる仕組みをもっています。

◆用途地域

用途地域とは、地域地区のうち最も基礎的なものであり、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するものです。住居、商業、工業などを適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすものです。

◆特定用途制限地域

特定用途制限地域とは、都市計画区域内の用途地域が定められていない区域において、その良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物や工作物の用途に対する制限を定めるものです。

◆風致地区

風致地区とは、都市の風致（自然的環境の骨格をなす山並み、丘陵、河川及び市街地に残る緑地を中心とした緑豊かな都市環境をいいます。）を保全するために定めるものです。

◆景観地区

景観地区とは、景観法及び都市計画法に基づく制度であり、良好な景観の保全と形成を図るため、建築物の形態意匠や高さの最高限度等について、よりきめ細やかな基準（認定基準）を定めるものです。

用語解説

【※2 都市施設】 p 2 参照。

2) 地区計画

地区計画は、生活に密着した身近な地区における良好な市街地を形成するために、都市計画法に基づいて一定の区域を対象に、その居住者の利用する道路、公園、広場といった施設や建築物の用途、形態、敷地等に関するルールを定める地区レベルの都市計画です。開発行為や建築行為をこれに基づいて規制・誘導することにより、地区の実情にあった良好な市街地の整備を図ろうとするものです。

3) 建築協定

建築協定は、地域の住民が自らの手で建築物に関するルール（用途、敷地、形態、意匠など）を定めるもので、市長の認可を得て成立することになります。そして、定めたルールを地域住民がお互いに守っていくことによって、地域の住環境を将来に渡って保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めるための制度です。



《住民協定により町並みが整備された大工町通り》

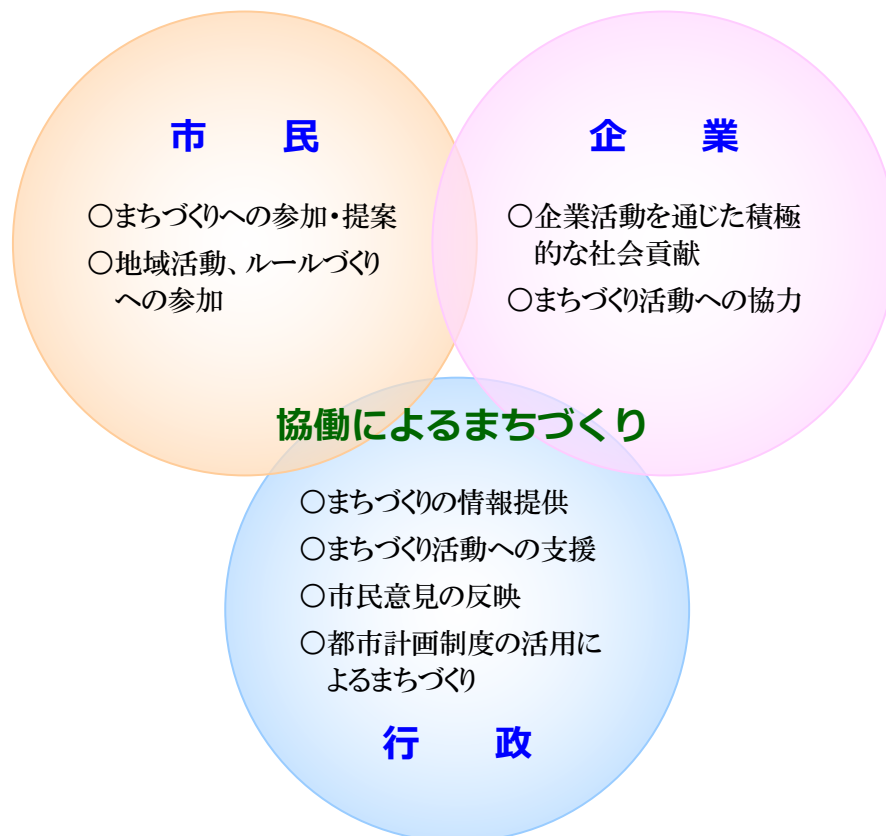
(3) 計画推進に向けた取り組み

都市計画マスタープランで示したまちづくりの実現に向けて、市民・企業・行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、さまざまな組織と連携しながら取り組んでいきます。また、遠野市総合計画や関連する各部門別計画による実効性を確保するとともに、社会経済情勢の変化等に対応した効率的かつ効果的なまちづくりを進めていきます。

1) 市民・企業・行政による協働のまちづくり

これからのまちづくりは、社会経済情勢の変化や市民のニーズに柔軟に対応しながら、市民・企業・行政が適切な役割と責任を果たし、互いに協力して進めていく、協働によるまちづくりが重要です。

また、まちづくりの主体は、行政だけでなく、市民の自主的な活動や市民と行政、企業と行政などの多様な主体の連携によって展開していきます。



2) 協働のための環境づくり

市民や企業、行政が協働でまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する様々な情報を共有することが重要となります。

このため、引き続き広報やパンフレット、遠野テレビ、ホームページなどの様々な方法により、まちづくりに関する情報を積極的に提供していきます。

また、より多くの市民の意見や要望を反映した計画とするために、「市長と語ろう会」をはじめとする各種懇談会などの市民参加の場・機会を設け、市民・企業と行政が相互理解を深め、知恵を出し合い、協力しながらまちづくりが行える環境づくりを進めていきます。

3) 国・県・近隣市町村との連携の強化

まちづくりを行うにあたっては、道路・交通対策や防災対策など、広域的な課題への対応や財政面の問題など、1つの自治体では対応が難しい課題もあります。

このような課題に対応し、市民のニーズにきめ細かに対応していくために、近隣市町村と役割や機能を分担し、連携・協力体制を強化していくとともに、国や県の支援、協力を要請しつつ、密接に連携したまちづくりを進めていきます。

4) 関連計画との調整

都市計画マスタープランは、土地利用や都市施設^{※2}などの整備を進める際に、関連する計画相互の調整を図る指針としての役割もあります。

このため、今後、都市計画マスタープランに示している方針に沿って、土地利用における規制誘導や都市施設に関わる具体的な事業などの各種関連計画と調整を図りながら、まちづくりを進めていきます。

5) 効率的なまちづくりの推進

近年の厳しい財政状況を踏まえると、これからのまちづくりは、限られた財源の中でいかに効果的に投資を行い、市民サービスの向上につなげるかが重要な課題となっています。あわせて、市財政が健全な状態を維持するような施策を総合的に展開することが重要であることから、まちづくりを支援する事業や制度を積極的に活用していきます。

山林と農地などを多く抱える本市においては、都市行政と農林行政が相互に連携し、両者の特性を活かした様々な事業手法による整備を効率よく進めていきます。

用語解説

【※2 都市施設】 p 2 参照。

(4) 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

都市計画マスタープランは、長期的な視野に立って継続的に取り組むものであるため、その間には、まちづくりの進捗状況や社会経済状況の変化も予想されます。このため、上位計画である総合計画などの見直しとの整合を図りつつ、市民や企業の主体的な参加のもとにまちづくりの進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直しを行い、計画内容の充実を図っていきます。

具体的には、都市計画マスタープラン（Plan）の目標や方針に基づき、各種制度や事業を活用して計画を実施（Do）し、その成果や効果を評価・検証（Check）します。さらに、必要に応じて見直し・改善（Act）を行い、次の計画（Plan）へとつなげていく、PDCAサイクルの取り組みによる適切な進行管理を行います。

